

人を雇いたいけど、いきなり正社員は
ちょっと・・・

助成金ニュース③ 2012.4

とりあえず、雇ってみようか、
と思うけど、何か補助とかないの～？

**こんな時は、ぜひとも、
試行雇用奨励金をもらっちゃいましょう！**

金額は...

1人につき **月額4万円**
3カ月分まで

「試行雇用奨励金」は、公共職業安定所（ハローワーク）長が認める者を
ハローワークの紹介により、短期的、試行的に雇い入れたとき 事業主さまに支給
されます。



詳しくは、裏面をご覧ください!!!



¥ 1人につき月額4万円（最大3カ月間）支給

対象となるのは？



- ・ 45歳以上の中高齢者
- ・ 45歳未満の若年者等
- ・ 母子家庭の母等
- ・ 障害者 などなど

（他にも対象となる方はいますので、詳しくはお問い合わせください）

人を雇って、助成金もほしい！
と、思ったら・・・



オフィス石野にお任せください！

ハローワークへの求人手続きから、その後の助成金申請まで
まるごとがっちりサポートさせていただきます！！

企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い

 **オフィス石野**

Phone : 052-211-5185
E-mail : info@of-i.jp